

広島市立大町小学校PTA規約

施行：昭和四十七年四月一日
最終改正：令和七年四月一日

第一章 総則

(名称及び事務所)

第一条 本会は広島市立大町小学校PTAといい、所在地を広島市立大町小学校（広島市安佐南区大町西二丁目24番1号）に置く。

(目的)

第二条 本会は、保護者と教職員が協力して児童の健全な成長を図るとともに、会員相互の親和と研修を図ることを目的とする。

(方針)

第三条 本会は、目的を実現させるため、次の方針を堅持して活動する。

- 一 特定の宗教、政党に偏ることなく、非宗教的、非政党的な団体である。
- 二 本会の名において、他のいかなる職務の候補者も推薦しない。
- 三 本会を利用しようとする一切の政治活動を排除する。
- 四 本会は自主性を保ち、他の団体や機関の支配や干渉を受けない。
- 五 児童の健全な成長を図るために活動する他の団体や機関に協力する。

(事業)

第四条 本会は、第二条の目的を達成するために必要に応じて次の事業を行う。

- 一 研修会、講演会等への派遣や開催
- 二 学事の奨励及び協働実施
- 三 児童の安全確保に関すること
- 四 会員相互の親和に関すること
- 五 広報活動
- 六 他団体等との交流
- 七 その他本会の目的を達成するために必要な事項

第二章 会員

(会員)

第五条 本会の会員の資格を有する者は、本校児童の保護者及び教職員とする。

- 2 本会への入会は、会員資格を有する者が本人の意思に基づき、本会の個人情報取扱規則への賛同をもって、入会の意思表示とみなす。
- 3 前項に掲げる者は、特に定めのある場合を除き、本会並びに安佐南区PTA連合会及び広島市PTA協議会の会員となるものとする。
- 4 第一項に規定する会員資格を有しないこととなった者は、退会したものとする。
- 5 会員は、本規約のほか、第三十四条に規定する運営細則及び内規に対して従う責務を有し、これら以外の規定に対して拘束されない。

(賛助会員)

第六条 本会の目的を達成するため、会長は、あらかじめ総会に報告したうえで、前条第一項に規定する会員の資格を有する者以外の者を賛助会員に指名することができる。

- 2 賛助会員は、第三条の方針に従い、第四条に規定する事業を行う。
- 3 賛助会員は第六章に規定する会議に出席することはできない。

(顧問)

第七条 会長は、特に必要があると認める場合には、顧問を指名することができる。

- 2 顧問は、第六章に規定する会議に出席し、意見を述べるることができる。

(校長)

第八条 校長は、会員の資格を有する。

- 2 校長は、第六章に規定する会議において議決権を持たない。ただし、当該会議の議案の採決を行うことに対して同意を求められた場合は、その賛否を明らかにしなければならない。
- 3 校長は、教育指導その他特別な理由により役員として適当でないと認める者について、会長と協議のうえ、選挙管理委員会に対して、第十一条第2項に定める役員の候補者から除外することを要

請できる。

第三章 役員

(役員)

第九条 本会に次のうち、必要な役員を置き、第十九条に規定する本部に所属する。

- 一 会長
- 二 副会長
- 三 会計
- 四 書記
- 五 幹事

(役員の仕事)

第十条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、又はその職務を代行する。
- 三 会計は、本会の会計事務を行う。
- 四 書記は、本会の会議の議事をとる。
- 五 幹事は、他の役員の仕事に補佐又は特命の仕事を担当する。

(役員を選出)

第十一条 会長は、役員を選出するため、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会は、役員候補者を総会に提案し、総会の議決により役員を定める。

3 選挙管理委員会は、第八条第3項の規定に基づき校長から要請があった場合においては、原則として、この要請に応じるものとする。

(役員の仕事)

第十二条 役員の仕事は一年とする。ただし、年度途中で就任した役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、後任者の就任するまでの間においては、任期終了後もその職務を有する。

3 役員の仕事は、これを妨げない。

(役員の仕事)

第十三条 会長は、総会において退任決議案が議決された場合にあっては、前条の仕事期間中であっても罷免される。

2 役員(会長を除く。)は、仕事期間中において、その身分を保障される。

第四章 クラス代表及び監査役

(クラス代表)

第十四条 本会にクラス代表を置き、第二十条に規定する専門部に所属する。

(監査役)

第十五条 本会に監査役を置く。

(クラス代表並びに監査役の仕事)

第十六条 クラス代表並びに監査役の仕事は、次のとおりとする。

- 一 クラス代表は、第四条に規定する事業を行う。
- 二 監査役は、会計を監査する。ただし、会長の依頼があった場合には、これに基づき会計以外の事務を監査する。

(クラス代表並びに監査役を選出)

第十七条 クラス代表並びに監査役は、次のとおり選出する。

- 一 クラス代表は、選挙管理委員会を選出し、会長が委嘱する。
- 二 監査役は、選挙管理委員会を選出し、会長が委嘱する。

(クラス代表及び監査役の仕事)

第十八条 クラス代表及び監査役の仕事は一年とする。ただし、年度途中で就任した場合にあっては、前任者の残任期間とする。

2 クラス代表及び監査役は、後任者の就任するまでの間においては、その職務を有する。

3 クラス代表及び監査役の仕事は、これを妨げない。

第五章 組織

(本部)

第十九条 本会を代表する機関として、本部を置く。

(専門部)

第二十条 本会の各分野の事業を遂行するために次の専門部を置く。

- 一 学年部
- 二 地域安全部
- 三 ボランティア部
- 四 文化広報部

第六章 会議

(総会)

第二十一条 総会は、本会の最高の議決機関で、通常総会と臨時総会とする。

2 総会は、会長が招集し、会員の三分の一以上の出席をもって成立する。ただし、委任状はこれを認めるものとする。

3 総会の議長は会員の互選により選出する。

4 総会に提出された議案については、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

5 会長は、役員の四分の三以上の決議及び、校長の同意がある場合には、書面審議及びウェブでの開催をもって総会とすることができる。

6 書面審議及びウェブでの開催にて総会を行う場合は、行おうとする日の一週間以上前に、全会員に対し、必要な書類もしくはデータの送信を行い、審議を行うものとし、会員はデータ送信により賛否の意思表示をすることができるものとする。結果は、総会の日より二週間以内に書面、またはデータ送信にて結果を開示するものとする。

7 書面審議及びウェブでの開催は、全会員の過半数の同意をもって決定したものとみなし、委任は認めない。

(通常総会)

第二十二条 通常総会は毎年五月末日までに開き、次のことを決定する。

- 一 事業報告及び事業計画に関すること
- 二 予算及び決算に関すること
- 三 役員承認に関すること
- 四 規約の改正に関すること
- 五 その他重要事項

(臨時総会)

第二十三条 会長は、自ら発意するほか、運営協議会又は会員の二分の一以上の要求があった場合は、臨時総会を招集しなければならない。

2 会長は、議決を得ようとする議案が緊急を要するもの又は簡易なものにあっては、書面審議をもって臨時総会とすることができる。

3 書面審議は、第二十二条の規定に関わらず、全会員の過半数の同意をもって決定したものとみなし、委任は認めない。

(運営協議会)

第二十四条 運営協議会は、最高の執行機関で、役員、専門部の代表者、校長をもって組織する。

2 運営協議会は、会長がこれを招集し、前項に該当する者の三分の一以上の出席をもって成立し、委任は認めない。

3 運営協議会の議長は、役員がなる。

4 運営協議会に提出された議案については、出席者（校長を除く）の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

5 運営協議会では、次の事項を審議する。

- 一 総会で議決決定された事項の運営
- 二 総会に提出する議案
- 三 専門部の事業計画
- 四 保護者と職員の連絡
- 五 予算の配分及び流用
- 六 特別会計及び基金の運用

七 その他緊急事業の処理

(役員会)

第二十五条 役員会は、本会の運営を司る機関で、役員及び校長をもって組織する。

2 役員会は、会長がこれを招集し、前項に該当する者の二分の一以上の出席をもって成立し、委任は認めない。

3 役員会の議長は会長になる。

4 役員会に提出された議案については、出席者（校長を除く）の二分の一以上の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

5 緊急を要する事態等、特に必要のある場合にあっては、会長は、あらかじめ校長の了解を得たうえで、役員会の審議に代えて事後報告とすることができる。

6 役員会の開催は、あらかじめ校長及び役員の方分の二以上の許可を得た上で、オンライン会議とすることができる。

7 役員会は、次の事項を審議する。

一 運営協議会に提案する議案

二 当初計画外の特に必要なとなった事業の実施又は予算の執行

三 本会以外の団体又は個人に対する対応方針

四 年度中途における人事の異動

五 本会に関する情報開示の範囲

六 その他本会の運営上必要な事項

(特別会議)

第二十六条 会長は、本会の運営上特に必要と認める場合にあっては、特別会議を開催することができる。

2 会長は、前項の特別会議を開催するにあたり、当該特別会議の開催目的、出席者の要件及び成立要件を明らかにして召集する。

3 特別会議の議長は、会長になる。

4 特別会議の議長は、出席者に対し、あらかじめ提案された議題の議決方法の承認を得たうえで審議に入らなければならない。

(採決前の同意)

第二十七条 本章に規定する会議の議長は、採決を行う場合にあっては、事前に採決を行うことに対する校長の同意を得たうえで、これを行わなければならない。

第七章 会計

(会計)

第二十八条 本会の会計は、一般会計、特別会計及び基金とする。

2 一般会計は、毎会計年度における本会の運営に必要な経費を処理するもので、会費及び預金利息等雑費をもって歳入に充てる。

3 特別会計は、事業単位で歳入と歳出を監理する必要がある経費を処理するもので、寄付金、収益金及び他会計からの繰入金をもって歳入に充てる。

4 基金は、複数年度にまたがった歳入により行われる事業又は不測の事態に備えた予備費に関する経費を処理するもので、一般会計及び特別会計からの繰入金をもって歳入に充てる。

(予算及び決算)

第二十九条 本会の予算は、毎会計年度に総会の議決を得なければならない。

2 本会の決算は、監査役の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(会費)

第三十条 本会の会費は、会員に対し、教職員及び児童一人あたり月額百五十円とする。

(会計年度)

第三十一条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第八章 その他

(資料等の保存)

第三十二条 本会に関する資料等は、その重要度に応じて一定期間保存する。

2 保存期間中の資料等は、個人情報その他本会の運営に不利益を生じると認められる場合を除き、原則として、会員に対して公開とする。

(規約の改正)

第三十三条 本会の規約を改正する場合は、第二十二条の規定に関わらず、総会出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

(委任)

第三十四条 会長は、この規約の施行に関して必要な事項を運営細則に定め、若しくは、運営細則の施行等に関して必要な事項を役員会の議決を経て内規に定める。

2 会長は、本規約のほか、前項の運営細則及び内規を全会員に対して毎年公表しなければならない。

附 則	この規約は、昭和四十七年四月一日から施行する。
附 則	この規約は、昭和五十一年五月十五日から施行する。
附 則	この規約は、昭和五十二年四月二十一日から施行する。
附 則	この規約は、昭和五十四年四月一日から施行する。
附 則	この規約は、昭和五十九年四月二十五日から施行する。
附 則	この規約は、昭和六十一年五月二日から施行する。
附 則	この規約は、平成三年五月二日から施行する。
附 則	この規約は、平成八年五月二日から施行し、平成八年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成九年五月二日から施行し、平成九年四月一日から適用する。ただし、第七条第二項第一号、第二号及び第九条第一項第二号の規定については、平成十年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成十年五月一日から施行し、平成十年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成十三年四月二十一日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成十五年四月二十六日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成十七年四月二十八日から施行する。
附 則	この規約は、平成十八年五月十二日から施行する。
附 則	この規約は、平成十九年四月二十七日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。
附 則	この規約は、平成二十二年四月二十五日から施行する。
附 則	この規約は、平成二十三年四月二十四日から施行する。
附 則	この規約は、平成二十五年四月二十七日から施行する。
附 則	この規約の全部を改正し、平成二十八年四月二十三日から施行する。
附 則	この規約は、平成二十九年四月二十二日から施行する。
附 則	この規約は、平成三十年四月二十一日から施行する。
附 則	この規約は、令和五年四月二十七日から施行する。
附 則	この規約は、令和七年四月一日から施行する。

広島市立大町小学校PTA内規

施行：平成20年10月7日
最終改正：令和7年4月1日

【役員及びクラス代表の抽選候補者を選出するくじ引きの実施方法】 第11条関係

- 1 くじ引きは、くじ引き対象者のなかから無作為に抽選する方法とする。
- 2 くじ引きは公開とし、会長（他の役員が代理を務める場合を含む）及び教頭が立ち会うものとする。
- 3 くじ引きの結果は、会長及び校長に確認のうえ、抽選された者に対し個別に通知するものとし、抽選の会場では公表しないものとする。

【役員又はクラス理事の経験による免除又は特典】 第11条、第17条関係

- 1 通則
 - (1) 役員及びクラス代表の「経験」とは1年間連続して当該役職に在職していたことをいう。ただし、やむを得ず1年間に満たない場合など、特別な事情がある場合は、役員会で協議する。
- 2 会長を経験した者の免除
 - (1) 以後、全ての役員及びクラス代表を免除。
- 3 会長以外の者の免除
 - (1) 役員を合計で2年以上経験した者は、以後全ての役員及びクラス代表を免除。
 - (2) クラス代表を合計で2年以上経験した者は、以後全ての役員及びクラス代表を免除。
 - (3) 役員とクラス代表を合計で2年以上経験した者は、以後全ての役員及びクラス代表を免除。
- 4 役員に関する特典
 - (1) 会長は、在職中の運動会及び発表会において、家族を含む優先席を確保される。
 - (2) 役員は、在職中の運動会において、来賓の供応接待等の業務を行う場合にあっては、運動会本部内の待機席で待機中に観覧することができる。

【役員又はクラス代表の免除に必要な書類】 第11条、第17条関係

- 1 以下の者は、役員及びクラス代表の免除を受けようとする際、会長が必要と判断した場合は、以下の物を会長もしくは選挙管理委員へ提示しなければならない。
 - (1) 「要介護認定者、障害者手帳の交付を受けている者又は専らそれらの者を介護する者」は、申請書（専ら介護する者は、介護に係る申請書を含む。）及び交付された手帳の写し
 - (2) 「妊娠中の者又は未就学児を養育する者」は、申請書及び母子健康手帳の表紙又は出生証明欄の写し
 - (3) 「傷病により1年を通して活動できない者」は、申請書及び申請日前3か月以内の診断書の写し
 - (4) 「役員又はクラス理事の経験による特典」を活用する者は、申請書

【寄付金】 第29条関係

- 1 寄付金を受領する場合は、その目的にふさわしい会計の歳入として予算化する。ただし、年度中途の場合にあっては、役員会で協議する。
- 2 義援金等で寄付金を支出する場合は、一般会計の歳出として予算化する。ただし、他団体との協調等の理由により、これにより難しい場合にあっては、役員会で協議する。
- 3 金銭によらない寄付行為にあっては、役員会で協議する。

【児童が全国大会相当の大会に出場する際の祝い金】 第30条関係

- 1 大町小学校の児童が全国大会に相当する大会に出場するという情報が会長に伝えられた際には、PTAから金銭的助成を行う。なお、助成に対する返礼は、結果報告をもって代える。
 - (1) 大町小児童により構成される4名以上の団体が出場する場合、出場1回につき2万円を助成。
 - (2) 大町小児童が個人で出場、または3名以下の団体が出場する場合、出場1回につき一人2千円を助成。
 - (3) 大町小児童4名以上が含まれる団体が出場する場合、大町小児童あてとして、出場1回につき1万円を助成。
- 2 上記の金額について、大町学区振興後援会で助成が行われた場合には、他の団体とのバランスをとって変更することが可能とする。

【旅費のうち特に定めるもの】 第30条関係

- 1 次に定める目的地に自家用車で移動した場合の旅費は、運転者1名に対して以下のとおり往復分として支給する。

(1) 安佐南区民文化センター	160円	(4km)
(2) 安佐南区スポーツセンター	560円	(14km)
(3) 城南中学校	280円	(7km)
(4) アステールプラザ	800円	(20km)
(5) イパルス (安佐南区相田)	120円	(3km)
- 2 前項以外の目的地に対して自家用車で移動した場合の旅費は、走行したキロ程に40 (円/km) を乗じて得た額を、運転者1名に支給する。

【食費のうち特に定めるもの】 第30条関係

- 1 食費を支給する基準となる拘束時間帯は、朝食にあつては6時から7時の間、昼食にあつては12時から13時の間、夜食にあつては18時から19時の間をそれぞれ前後に含む活動とする。
- 2 食費の支給は弁当及びお茶によるものを標準とし、これにより難しい場合にあっては以下を上限として支給するものとする。(いずれも、お茶代を含む。)
 - (1) 朝食 600円
 - (2) 昼食 1,000円
 - (3) 夜食 1,300円

【茶菓代の上限】 第30条関係

- 1 茶菓は、市販のお茶及び簡単な菓子によるものを標準とし、次の上限額の範囲内とする。
 - (1) 内部の定例的な会議は、150 (円/人) 又は1,000 (円/回)
 - (2) 前項以外で本会の主催する会議は、200 (円/人) 又は2,000 (円/回)
 - (3) 動員に応じた者への提供は、200 (円/人)
 - (4) 来賓等への接客は、延べ 5,000 (円/年)

【資料等の複写請求による費用】 第33条関係

- 1 資料の複写等の請求に基づき要した費用については、次のとおり請求者から徴収する。
 - (1) 白黒コピー (A3までの大きさに限る) は、1頁あたり10円
 - (2) カラーコピー (A3までの大きさに限る) は、1頁あたり50円
 - (3) 前項までに掲げる以外のものは、実費又はこれに相当する額

【慶弔見舞及び表彰の対応】 第35条関係

- 1 会葬は、PTA代表、学年代表及びクラス代表を基本とする。ただし、これを強要しない。
- 2 教職員の離退任の際に贈る花束又は記念品は、一人あたり金4千円以内のものとする。

- 3 慶弔見舞の対応は、教職員に係るものは役員、その他の会員及び児童に係るものは、当該学級のクラス代表を基本とし、代理も可能とする。
- 4 会長は、緊急を要するもの及び個別に役員会で定める案件のうち特に必要と認めるものについては、役員会の開催に代えて自ら指示し、事後報告とすることができる。

【共用設備等の使用】 第35条関係

- 1 本会の共用設備等は、全ての会員に対して、無料でその善意の使用に供する。ただし、本会規約に相当しない活動であり、かつ、本校児童の関係する目的の利用にあっては、消耗品に相当する額（現物代償を含む）を徴収する。
- 2 本会の共用設備等を破損又は故障させた場合にあっては、その利用方法に明らかな悪意があった場合を除き、当該利用者に対して修理費又は代用品への交換等の費用を求めない。
- 3 会員は、共用設備の利用を強制されない。

【個人所有物品の使用】 第35条関係

- 1 会員が個人所有物品を用いて本会の活動を行った場合にあっては、当該会員の請求に基づき、これに要した費用を支給することができる。ただし、支給額の算定が容易でない場合は、対象となる物品を購入又は使用した場合に相当する額の半額を上限として会計が定める。
- 2 会員が個人所有物品を用いて本会の活動を行った場合に当該所有物品を破損又は故障させた時は、原則として、共同的利用がされていた場合はこれを補償し、個人的利用がされていた場合はこれを補償しない。

【緊急時等連絡網】 第35条関係

- 1 会員に対する緊急時等における連絡網は、携帯電話の利用を想定した連絡用アプリによるメール送信にて行うことを原則とする。また、学校運営に関する連絡網についても、同様とする。ただし、電子メールによることが十分でないと思われる場合、その他特に必要と認める場合にあっては、電子メール以外の方法によることを妨げない。
- 2 連絡網の発信及びその内容について、学校運営に関するものは校長が、PTAに関するものについては会長がその責を負うものとし、校長又は会長は、連絡網の発信を他の者に行わせることができる。
- 3 会長は、会員以外の以下の者について、役員会の承認を経て連絡網の利用を認めることができる。
 - (1) 大町学区における公的な地域団体及び大町学区の住民で構成されるボランティア団体
 - (2) 児童館等公的な施設
 - (3) 補助金等による公的な認定又は審査を受け、かつ、本校児童の利用が認められるNPO法人その他の者が運営する施設
 - (4) その他特に連絡網の利用が必要と認められる者
- 4 前項の規定により連絡網の利用を認める者は、以下の者のうち申請のあった者とする。
 - (1) 大町学区の社会福祉協議会、連合町内会、民生委員児童委員協議会、青少年育成協議会、体育協会、子ども会、老人会、女性会、安全ボランティア協議会の会員
 - (2) 大町児童館及びその職員
 - (3) ジョイナス広島大町（代表 原脇俊幸）
 - (4) 校医、その他大町小学校に直接関係する者

附 則

平成20年10月7日施行

平成25年4月9日改正

平成28年4月23日全部改正、

平成29年4月13日一部改正（旅費、緊急時等連絡網）

平成30年4月21日一部改正（くじ引きの実施方法）
令和7年4月1日一部改正（役員の免除等について一部改正）

広島市立大町小学校PTA運営細則

施行：昭和47年4月1日
最終改正：令和7年4月1日

【会員等に関する細則】

(常勤でない職員) 第5条関係

- 1 常勤でない職員は、会員の資格を有する。ただし、規約第5条第2項の規定に関わらず、本会への入会は本人の意思に基づくものとする。

(賛助会員及び顧問) 第6条関係

- 1 賛助会員及び顧問の指名は、総会での報告をもってこれに代えることができる。
- 2 賛助会員及び顧問は、会費を支払う義務を有しない。
- 3 賛助会員及び顧問は、契約約款等に定める限りにおいて、保険の適用を受けるものとする。

【役員に関する細則】

(役員の数) 第9条関係

- 1 役員の数(兼務者を数に数える。)は、以下のとおりとする。ただし、特別な事情がある場合は、その理由を明らかにして増員又は減員することができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内(統括、専門部担当等、教職員)
- (3) 会計 2名(保護者、教職員)
- (4) 書記 1名
- (5) 幹事 5名以内

- 2 副会長になる教職員は教頭及び主幹教諭とし、会計になる教職員は教頭が副会長と兼務する。
(特命の任務) 第10条関係

- 1 幹事が行う特命の任務は、会長が命ずる任務とする。

(選挙管理委員会) 第11条関係

- 1 選挙管理委員会の委員は、幹事から選出する。
- 2 選挙管理委員長は、会長以外の役員となる。

(役員候補者の選出方法) 第11条関係

- 1 役員候補者は、立候補、推薦候補及び抽選候補とする。
- 2 立候補者の選出方法は、公募とする。
- 3 推薦候補者の選出方法は、校長又は会長の推薦とする。
- 4 抽選候補者の選出方法は、くじ引きとする。
- 5 候補者の職種は、互選又は選挙管理委員長に一任することにより決める。

(役員免除要件) 第11条関係

- 1 以下の者は、申請に基づき役員を免除される。
 - (1) 要介護認定者、障害者手帳の交付を受けている者又は専らそれらの者を介護する者
 - (2) 妊娠中の者又は未就学児を養育する者
 - (3) 傷病により1年を通して活動できない者
 - (4) 内規に定める「役員又はクラス代表の経験による免除又は特典」に該当する者

【クラス代表及び監査役に関する細則】

(クラス代表及び監査役の選出方法) 第17条関係

- 1 クラス代表は、選挙管理委員会上記(役員候補者の選出方法)と同様の方法により各クラスより1名選出し、併せて補欠を若干名選出する。
- 2 監査役は、第5学年における各クラスの第1補欠クラス代表となる。
- 3 クラス代表及び監査役の委嘱は、会長が会員に広報することで行う。

(クラス代表の免除要件) 第17条関係

- 1 以下の者は、申請に基づきクラス代表を免除される。
 - (1) 要介護認定者、障害者手帳の交付を受けている者又は専らそれらの者を介護する者
 - (2) 妊娠中の者又は満2歳未満の幼児を養育する者
 - (3) 傷病により1年を通して活動できない者
 - (4) 内規に定める「役員又はクラス代表の経験による免除又は特典」に該当する者

【会議に関する細則】

(特別会議) 第26条関係

- 1 特別会議は、全クラス代表を対象とした代表会議及び会員のうち保護者を対象とした保護者会とする。

【会計に関する細則】

(会計費目) 第29条関係

- 1 一般会計の費目は、以下のとおりとする。

- (1) 総務費

- ① 事務費 本会の開催する会議費、事務用品等
 - ② 事業費 本会が実施し、又は協賛等する事業に要する費用
 - ③ 負担費 広島市PTA協議会、安佐南区PTA連絡協議会等の会費、外部団体に対する負担金等
 - ④ 学事奨励費 児童を対象とした学事等に要する費用
 - ⑤ 慶弔見舞費 見舞金、弔慰金等
 - ⑥ 安全費 傷害保険等に要する費用
- (2) 部活費 専門部及び特別活動部の活動に要する費用
 - (3) 積立金 計画的に基金に積立を行う費用
 - (4) 予備費 予め用途を定めない費用

(旅費) 第30条関係

- 1 旅費は、交通費、宿泊費及び食事代とする。
- 2 交通費は、内規で特に定めるもののほか、大町駅を起終点とした目的地（安佐南中学校区内のものを除く。）との往復に適切な交通機関を利用した場合の実費を支給する。
- 3 宿泊費は、宿泊先の平均的なビジネスホテル相当の金額を超えない範囲で、実費を支給する。
- 4 食事代は、拘束される時間帯に食事時を含む場合（懇親会等、会議に伴う食事を除く。）に対して、内規の定めにより支給する。ただし、宿泊費と併せたプランによる場合にあっては、宿泊費として支給する。

(会議費) 第30条関係

- 1 会議費は、負担金、交歓費及び事務費とする。
- 2 負担金は、会議に出席するために必要な参加費、資料代等とし、原則として、文書による会議の案内に記載されている額を支給等する。
- 3 交歓費は、本会以外の団体又は個人と行う懇親会等の飲食に伴うもので、原則として文書で案内のあった（本会が案内するものを含む。）額を支給等する。
- 4 事務費は、本会の開催する会議に必要な委託費、会場等利用料、賃借料、消耗品費等とし、実費を支給等する。

(食糧費) 第30条関係

- 1 食糧費は、本会が実施する会議又は動員活動若しくは接客時に供応する茶菓代とする。
- 2 茶菓代は、内規で定められた上限額の範囲で実費を支給する。

(基金) 第30条関係

- 1 基金として積み立てする資金の用途は、以下のとおりとする。

- (1) 設備機器等積立金 本会活動全般に必要なとなるパソコン、印刷機等の事務機器その他備品等を更新等するために要する費用
- (2) 財政調整基金 記念事業等の毎年開催されない事業その他突発的に必要となるものに要する費用

(会費の徴収方法) 第31条関係

- 1 会費の徴収は、各学期の最初の月に行う現金引き落としにより、当該学期分を一括して行う。
- 2 年度途中に入会があった場合は、入会のあった月から徴収する。
- 3 退会が決定した時点で当該学期分の徴収が行われていない場合にあっては、退会のあった月分の会費は徴収しない。
- 4 徴収した会費は、返金しない。ただし、退会が決定した時点で当該学期分の徴収が行われていない場合にあっては、退会のあった月分の会費は徴収しない。

【その他】

(資料等の保存年限) 第33条関係

- 1 資料等の保存年限は、特に定める場合を除き、総会資料及び会計に関するものにあつては6年間、総会以外の会議資料にあつては3年間、その他の資料にあつては1年間とする。

(資料等の公開) 第33条関係

- 1 資料等の公開は、会員からの請求に基づき、役員会において非公開部分を確認したうえで請求者に対して行う。
- 2 資料等の複写等の請求に対しては、前項の規定に準じる。
- 3 会員以外からの請求に対しては、役員会で協議したうえで前項までの規定に準じる。

(規約等の公表) 第33条関係

- 1 規約等の公表は、原則として総会において行う。ただし、年度中途に変更等があった場合には、速やかに公表する。

【慶弔見舞及び表彰に関する細則】

(慶弔) 第34条関係

- 1 慶事については、原則として対応しない。
- 2 会員及び児童が死去した場合の弔事については、金5千円のお供え、生花、弔電及び会葬とする。
- 3 会員及び児童が病気又は負傷した場合の見舞いについては、保険による対応(約款に適用する場合に限る。)のほか、1か月以上の入院又は療養を要する場合について金3千円の見舞いとする。
- 4 教職員の離退任については、花束又は記念品を贈る。

(表彰) 第34条関係

- 1 会員が通算して5年間、役員又はクラス代表(教職員を除く。)を務めた場合にあっては表彰し、金5千円又は相応の記念品を贈る。

(その他) 第34条関係

- 1 前項までの規定にかかわらず、特に必要と認める場合にあっては、その案件ごとに役員会でその対応を定めることができる。ただし、緊急の場合にあっては、この限りでない。
- 2 原則として、返礼等を行わない。

附 則

昭和47年4月1日施行

平成3年5月2日改正, 平成7年7月15日改正, 平成9年5月2日改正, 平成10年3月7日改正,

平成10年5月1日改正, 平成13年4月21日改正, 平成15年4月26日改正,

平成17年4月28日改正, 平成18年5月12日改正, 平成19年4月27日改正,

平成21年4月25日改正, 平成22年4月25日改正, 平成23年4月23日改正,

平成24年4月10日改正, 平成25年9月27日改正, 平成26年10月28日改正

平成28年4月23日全部改正, 令和7年4月1日改正